

大月町立大月中学校 部活動基本方針

令和 2年 4月 7日

1 部活動の目的

部活動は学校教育の一環として行い、スポーツや文化等に親しむ活動を通して、基本的な生活習慣の確立や学習意欲向上、責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成を目的とする。

2 本年度の部活動

体 育 部	文 化 部
・陸上競技部（男・女） ・野球部（男） ・卓球部（男・女） ・バレーボール部（女）	・吹奏楽部（男・女）

3 活動計画

各部活動顧問は、学校や生徒の状況等を考慮し、「年間活動計画」と「毎月の活動計画」を作成、校長に提出、生徒及び保護者に配付する。

4 活動時間

- （1） 平日（課業日）は、2時間程度とするが、スクールバスの時間を目安とする。
夏期4月～9月 19:00 冬期10月～3月 18:15 また、朝練は30分以内とする。
- （2） 休日（土、日、祝日等）は、3時間程度とするが、スクールバスの時間を目安とする。
・休日 12:20
- （3） 長期休業中も3時間程度とするが、スクールバスの時間を目安とする。
・平日 11:47～12:16 ・休日 12:20
- （4） 練習試合等通常と異なる活動を行う場合は、4の（2）、（3）に規定する活動時間の限りではない。また、活動時間に移動の時間は含まない。

5 休養日

- （1） 週に2回以上の休養日を設ける（原則水曜日と、土曜日か日曜日のどちらか。土・日と大会等に参加した場合は、翌日の月曜日を休養日にする等休養日を別に日に振替える）。ただし、高知県総体予選（郡体）と県・四国・全国総体前の2週間は、大月町運動部活動ガイドラインの趣旨に逸脱しない範囲で練習を認める。
- （2） 長期休業中も5の（1）に準ずるが、ある程度の長期休養期間も設ける（夏季休業日は学校閉庁期間を、冬季休業日は12月29日～1月3日までを、年度末・年度始休業日は4月の組織職員会期間を原則休養日とする。ただし、大会は除く）。

6 部活動停止期間

- （1） 中間テストの当日は朝練を停止とする。
- （2） 期末テスト発表（1週間前）からテスト終了までは、全活動を停止とする。ただし、大会が間近な部については、その都度、管理職等と協議を行い配慮する場合がある。

7 事故防止及び健康管理

- （1） 活動前に使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。

- (2) 活動時期や活動場所及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止など適切に判断する。
- (3) 活動開始時の生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

※新型コロナウイルス感染症、熱中症等の予防対策を万全に行ったうえでの活動とする。

8 大会や遠征、練習試合等について

大会や遠征、練習試合等は、学校長の許可または承認を得て計画・実施する。なお、大会は、月に2大会を目安にする。

9 部活動への所属（入部、退部等）

- (1) できるだけ部活動に所属し、3年間やり通すことを原則とする。
- (2) 1年生は入部届を、2・3年生は在籍届を年度初めの決められた日までに、学級担任に提出し、その後、学級担任は各部活動顧問に渡す。なお、1年生は入学より2～3週間程度を見学・体験入部期間とし、4月下旬に入部届けを提出して正式入部とする。
- (3) 退部（転部）する場合は、管理職を含めた「顧問会」を開き協議すると共に、本人、保護者、顧問、学級担任と相談して決める。また、職員会等の場において顧問から報告を行い全体で共有を図る。

10 部活動指導上の配慮事項

- (1) 体罰・ハラスメントを根絶する。
- (2) 各部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、長期的な展望のもと、生徒の体力や成長の度合いを把握して指導する。
- (3) 生徒指導を兼ね、「挨拶・返事・後片付け」、掃除、服装、生活態度等について日頃から指導する。また、部活終了後の迅速な帰宅や、下校時の服装、バスの乗り方、自転車通学等も指導する。なお、朝練習がある部で、自転車通学の者はジャージ登校を許可する。
- (4) 活動時には必ず、顧問等が付く（速やかに活動場所に行って指導し、生徒任せにしない）。
- (5) 学級担任と部活動顧問は、常に連携を密にする。まず、大月中の生徒であり、それぞれのクラスがあり、その上で同好の士による部活動である。

11 その他

- (1) 部活動の充実のため、「部活動顧問会」を定期的（職員会終了後）に開催する。
- (2) 問題行動があった場合は、大会出場を停止させる場合がある（職員会にて決定）。
- (3) 陸上・駅伝・水泳の各大会については、それぞれの部活動を優先するが、学校対抗となる大会は、学校全体として取り組む。その場合は、本人・保護者・顧問の同意を得る。
- (4) 外部指導者は学校長が認めた人で、学校長の指導下に置く。監督は学校職員とし、外部指導者は監督の指示に従い補佐する立場を堅持できる人。また、技術指導に偏らず、全人的な指導ができる人とする。
- (5) 部活動費を集める場合には、必要最低限度とし、金額は保護者の理解を得た上で、決定すること。その際、帳簿を作成し、年度末またはチームが変わる時に保護者へ必ず会計報告する。監査は、学校長または保護者代表が行う。

勝つこと、優勝すること、入賞することは目標。部活動の目的は、人づくり。